国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 佐賀県準備委員会総会から常任委員会への委任事項について

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則第12条 第4項第1号の規定に基づく常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 両大会開催に関する方針及び計画の策定に関すること。
- 2 会場地市町及び競技施設の選定に関すること。
- 3 県と市町の所掌業務及び経費負担区分の策定に関すること。
- 4 競技施設等の整備計画の策定に関すること。
- 5 両大会実施競技の選定に関すること。
- 6 競技の企画及び運営の計画策定に関すること。
- 7 競技役員等の養成・編成計画の策定に関すること。
- 8 広報及び県民運動の計画策定に関すること。
- 9 式典の企画及び運営の計画策定に関すること。
- 10 宿泊及び衛生の計画策定に関すること。
- 11 輸送及び交通の計画策定に関すること。
- 12 医療救護、警備及び消防の計画策定に関すること。
- 13 その他両大会開催準備の計画策定に関すること。